

オハイオ州における自動車局の再開（自動車運転免許証取得・更新業務の再開）

2020年5月15日

在デトロイト日本国総領事館

（ポイント）

- オハイオ州では、5月26日から自動車局（Bureau of Motor Vehicles）が再開され、自動車運転免許証の取得・更新業務等も再開されます。

（本文）

1 5月14日、ドゥワイン・オハイオ州知事は、5月26日から、自動車局を再開することを発表しました。5月26日以降、自動車局での自動車運転免許証の取得・更新業務等も再開されます。

なお、3月9日以降に有効期限を迎えていた自動車運転免許証等については、法令に基づき、非常事態宣言終了日から90日後、若しくは12月1日のどちらか早い期日まで、自動的に有効期限が延長されています。詳細については下記リンクにてご確認をお願いいたします。

オハイオ州報道発表概要（5月14日）

<https://coronavirus.ohio.gov/wps/portal/gov/covid-19/resources/news-releases-news-you-can-use/new-restartohio-opening-dates>

オハイオ州自動車局

<https://www.bmv.ohio.gov/>

ミシガン州では、5月15日現在、州務長官事務所が閉鎖しているため、免許証等の更新を行えない状態となっています（米国籍の方については、オンラインでの更新が可能です）が、2月1日から6月30日までの間に期限を迎える普通自動車運転免許証、州発行身分証明証、車両登録証の有効期限は、自動的に7月31日まで延長されています。詳細については下記リンクにてご確認をお願いいたします。

ミシガン州報道発表概要（5月8日）

下記リンクから News → Press Releases → May 8 と検索すると確認できます）

<https://www.michigan.gov/whitmer/>

2 オハイオ州の経済・社会活動の再開措置について（新たな分野の再開）

（1）また、5月14日（木）、ドゥワイン・オハイオ州知事は、同州の経済・社会活動の段階的再開計画（Responsible Restart Ohio）の一環として、新たに以下の分野の再開を認める旨発表しました。詳細については下記リンクにてご確認をお願いいたします。

5月21日以降：キャンプ場の営業再開可

5月22日以降：無観客での競馬の営業再開可

5月26日以降：ジム、フィットネスセンター、プールの営業再開可、身体的接触の無い又は少ないスポーツリーグの再開可

5月31日以降：保育施設、子供のデイキャンプの再開可

オハイオ州ホームページ（COVID-19 Update: New Responsible Restart Ohio Opening Dates）：

<https://coronavirus.ohio.gov/wps/portal/gov/covid-19/resources/news-releases-news-you-can-use/new-restartohio-opening-dates>

（2）これら経済・社会活動を再開するにあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための各種ガイダンスや安全プロトコルを遵守することが求められていますので、州ホームページ等に掲載された最新のガイダンス等をご参照下さい。

オハイオ州ホームページ（分野別ガイダンス）：

<https://coronavirus.ohio.gov/wps/portal/gov/covid-19/responsible-restart-ohio/sector-specific-operating-requirements/sector-specific-operating-requirements>

3 ミシガン州及びオハイオ州の感染者数・死亡者数（州政府発表：5月15日午後3時現在、括弧内は前日比）

（1）ミシガン州：感染者数：50,079件（+497）、死亡者数：4,825件（+38）

（2）オハイオ州：感染者数：26,954件（+597）、死亡者数：1,581件（+47）

なお、ミシガン州、オハイオ州の日計、累計のグラフは、当館ホームページ上で毎日更新しております。

当館ホームページトップ（新型コロナウイルス感染者数推移情報）

https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

新型コロナウイルス最新情報（領事メール、医療情報など）

https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00005.html

4 在留邦人の皆様におかれましては、それぞれの地元政府等が発出する情報をご確認頂き、引き続き、最新情報の把握に努めていただけるようお願いいたします。

体調不良となった場合は、まずは最寄りの医療機関等に相談し、その指示に従ってください。万一、新型コロナウイルスへの感染や疑いが判明した場合には、当館へのご連絡もお願いいたします。

【在デトロイト日本国総領事館】

住所：400 Renaissance Center, Ste. 1600 Detroit, MI 48243-1604

電話：(313) 567-0120（代表）

メールアドレス：seikatsuanzen@dt.mofa.go.jp

参考

(連邦政府)

◎CDC

HP : <https://www.CDC.gov/coronavirus/2019-ncov/index.html>

Twitter : <https://twitter.com/CDCgov>

(州政府)

◎ミシガン州

HP : <https://www.michigan.gov/coronavirus/>

Twitter (健康保健省) : <https://twitter.com/michiganhhs>

Twitter (州知事) : <https://twitter.com/GovWhitmer>

◎オハイオ州

HP : <https://odh.ohio.gov/wps/portal/gov/odh/know-our-programs/Novel-Coronavirus/2019-nCoV>

Twitter (健康保健省) : <https://twitter.com/ohdeptofhealth>

Twitter (州知事) : <https://twitter.com/GovMikeDeWine>

※1. このメールは、当館の在留届け及びメールマガジン、たびレジに登録されたメールアドレスを対象に送信専用アドレスから自動的に配信されています。本件に関するお問い合わせは、下記連絡先までお願いいたします。

seikatsuanzen@dt.mofa.go.jp

※2. メールマガジンに登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から「e マガジン」タブを選択し停止手続きをお願いいたします。

http://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※3. たびレジ簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>